

大阪府がん診療拠点病院等の 指定等について

令和6年度大阪府がん対策推進委員会
第3回がん診療連携検討部会

大阪府がん診療拠点病院等の指定に係る状況

- 現行制度のもと指定を受けている病院（47病院）の内、42病院から現況報告書、2病院（大阪刀根山医療センター、十三市民病院）から指定更新申請書、3病院（泉大津急性期メディカルセンター、大阪はびきの医療センター、東住吉森本病院）から新規指定申請書（拠点病院：1施設、推進病院：2施設）の提出があり、1病院（済生会泉尾病院）から指定解除の申し出があった。
また、令和6年度末まで国から「地域がん診療連携拠点病院（特例型）」として指定を受けている大阪南医療センターより新規指定申請書（拠点病院）の提出があった。
- 現況報告書の提出があった41病院については要件充足が確認できたことから指定継続を行うこととする。

【現行制度における指定状況】（令和6年11月30日時点）

圏域	大阪府がん診療拠点病院	大阪府がん診療拠点病院（肺がん）
豊 能	5 病院	1 病院
三 島	4 病院	—
北河内	4 病院	—
中河内	4 病院	—
南河内	4 病院	1 病院
堺 市	2 病院	1 病院
泉 州	4 病院	—
大阪市	1 7 病院	—
合 計	4 4 病院	3 病院

▶ 以下、指定更新申請書等の提出があった施設について検討する。

圏域	病院名	提出のあった書類等	希望する指定区分	スライド番号
豊能	大阪刀根山医療センター	指定更新申請書	大阪府がん診療拠点病院（肺がん）	P.4
大阪市	十三市民病院	指定更新申請書	大阪府がん診療拠点病院	P.4
泉州	泉大津急性期メディカルセンター	新規指定申請書	大阪府がん診療拠点病院	P.5
南河内	大阪南医療センター	新規指定申請書	大阪府がん診療拠点病院	P.6
南河内	大阪はびきの医療センター	新規指定申請書	大阪府がん診療推進病院	P.7
大阪市	東住吉森本病院	新規指定申請書	大阪府がん診療推進病院	P.7
大阪市	済生会泉尾病院	指定解除の申し出	—	P.8

大阪府がん診療拠点病院等の指定期間等

令和 5 年度に指定更新を行った医療機関の指定期間等は以下のとおり

○ 4 年間更新：44病院 ○ 1 年間更新：2 病院 ○ 8 か月間更新：1 病院（※）

圏域	病院名	指定区分	指定期間
豊 能	市立池田病院	拠点	R10.3.31
	済生会吹田病院	拠点	R10.3.31
	市立吹田市民病院	拠点	R10.3.31
	済生会千里病院	拠点	R10.3.31
	箕面市立病院	拠点	R10.3.31
	大阪刀根山医療 C	拠点(肺がん)	R 7.3.31
三 島	愛仁会高槻病院	拠点	R10.3.31
	北摂総合病院	拠点	R10.3.31
	高槻赤十字病院	拠点	R10.3.31
	第一東和会病院	拠点	R10.3.31
北河内	松下記念病院	拠点	R10.3.31
	関西医科大学総合医療 C	拠点	R10.3.31
	美杉会佐藤病院	拠点	R10.3.31
	市立ひらかた病院	拠点	R10.3.31
中河内	八尾徳洲会総合病院	拠点	R10.3.31
	若草第一病院	拠点	R10.3.31
	石切生喜病院	拠点	R10.3.31
	市立柏原病院	拠点	R10.3.31
南河内	済生会富田林病院	拠点	R10.3.31
	P L 病院	拠点	R10.3.31
	城山病院	拠点	R10.3.31
	松原徳洲会病院	拠点	R10.3.31
	大阪はびきの医療 C	拠点（肺がん）	R10.3.31

圏域	病院名	指定区分	指定期間
堺市	ベルランド総合病院	拠点	R10.3.31
	耳原総合病院	拠点	R10.3.31
	近畿中央呼吸器 C	拠点(肺がん)	R10.3.31
泉 州	府中病院（※）	拠点	R 6.11.30
	りんくう総合医療 C	拠点	R10.3.31
	市立貝塚病院	拠点	R10.3.31
	岸和田徳洲会病院	拠点	R10.3.31
大阪市	大阪いさつ病院	拠点	R10.3.31
	大手前病院	拠点	R10.3.31
	関西電力病院	拠点	R10.3.31
	北野病院	拠点	R10.3.31
	済生会中津病院	拠点	R10.3.31
	済生会野江病院	拠点	R10.3.31
	住友病院	拠点	R10.3.31
	日本生命病院	拠点	R10.3.31
	淀川キリスト教病院	拠点	R10.3.31
	愛仁会千船病院	拠点	R10.3.31
	JCHO大阪病院	拠点	R10.3.31
	多根総合病院	拠点	R10.3.31
	南大阪病院	拠点	R10.3.31
	大阪鉄道病院	拠点	R10.3.31
	東住吉森本病院	拠点	R10.3.31
	済生会泉尾病院	拠点	R10.3.31
	十三市民病院	拠点	R 7.3.31

大阪刀根山医療センター及び十三市民病院の指定更新について

●令和5年度手続きにおいて、診療実績要件が未充足であったが、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ対応等の影響や今後の要件充足見込みを考慮の上、1年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の指定更新を行った大阪刀根山医療センター及び十三市民病院について、令和6年度手続きにおいて、指定要件の充足が確認できたため、以下の取り扱いとしてはどうか。

圏域	病院名	指定要件（診療実績：R5.1.1～12.31、人員配置等：R6.9.1時点）					
		院内がん登録数 （年間）150件以上	悪性腫瘍の手術件数 （年間）100件以上	薬物療法のべ患者数 （年間）250人以上	緩和ケアチームの新規 介入患者数 （年間）35人以上	診療従事者の 配置要件	その他
豊能	大阪刀根山医療センター	225件	110件	548人	159人	○	○

<対応案>

⇒大阪刀根山医療センターについては、「大阪府がん診療拠点病院（肺がん）」として、3年間（R7.4.1～R10.3.31）の指定更新を行うこととする。

圏域	病院名	指定要件（診療実績：R5.1.1～12.31、人員配置等：R6.9.1時点）					
		院内がん登録数 （年間）200件以上	悪性腫瘍の手術件数 （年間）200件以上	薬物療法のべ患者数 （年間）400人以上	緩和ケアチームの新規 介入患者数 （年間）35人以上	診療従事者の 配置要件	その他
大阪市	十三市民病院	216件	203件	474人	45人	○	○

<対応案>

⇒十三市民病院については、「大阪府がん診療拠点病院」として、3年間（R7.4.1～R10.3.31）の指定更新を行うこととする。

泉大津急性期メディカルセンターの新規指定（拠点病院）について

● 泉大津急性期メディカルセンターについて、令和 6 年度手続きにおいて、大阪府がん診療拠点病院としての新規指定申請があり、府中病院の「大阪府がん診療拠点病院」としての機能を、そのまま引き継ぐことにより、がん診療機能を維持し、継続して診療を行う旨が確認できたため、以下の取り扱いとしてはどうか。

圏域	病院名	指定要件（診療実績：R5.1.1～12.31※、人員配置等：R6.12.1時点）					
		院内がん登録数 （年間）200件以上	悪性腫瘍の手術件数 （年間）200件以上	薬物療法のべ患者数 （年間）400人以上	緩和ケアチームの新規 介入患者数 （年間）35人以上	診療従事者の 配置要件	その他
泉州	泉大津急性期メディカルセンター	1,095件	528件	692人	36人	○	○

※診療実績については、府中病院の件数

<対応案>

⇒「大阪府がん診療拠点病院」として、3 年 4 か月間（R6.12.1～R10.3.31）の新規指定を行うこととする。

【参考】令和 6 年度大阪府がん対策推進委員会 第 1 回がん診療連携検討部会（令和 6 年 6 月 28 日～7 月 3 日）※書面開催

【決定事項】

- ・診療実績要件
⇒診療実績の要件については、新病院の開院場所が現在指定を受けている病院と同一医療圏内であることに鑑み、現在指定を受けている病院の診療実績を考慮の上、指定の可否を検討することとする。
- ・その他要件（人員配置等）
⇒令和6年12月1日以降の新病院における充足状況を確認の上、指定の可否を検討することとする。

大阪南医療センターの新規指定（拠点病院）について

●大阪南医療センターは、令和6年度末まで国の地域がん診療連携拠点病院（特例型）の指定を受けているところであるが、令和7年2月13日に実施された国の「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、「近畿大学病院が移転したことを確認の上で、移転日（令和7年11月1日）より、地域がん診療病院に指定する」事務局案が承認されており、今後検討会の意見を踏まえて厚生労働大臣から指定されることとなった。同センターについては令和6年度手続きにおいて、大阪府がん診療拠点病院としての新規指定申請があり、指定要件の充足が確認できたため、以下の取り扱いとしてはどうか。

圏域	病院名	指定要件（診療実績：R5.1.1～12.31、人員配置等：R6.9.1時点）					
		院内がん登録数 （年間）200件以上	悪性腫瘍の手術件数 （年間）200件以上	薬物療法のべ患者数 （年間）400人以上	緩和ケアチームの新規 介入患者数 （年間）35人以上	診療従事者の 配置要件	その他
南河内	大阪南医療センター	715件	440件	2,387人	97人	○	○

<対応案>

⇒「大阪府がん診療拠点病院」として、3年間（R7.4.1～R10.3.31）の新規指定を行うこととする。ただし、令和7年11月1日付けで地域がん診療病院に指定された場合は、その時点で大阪府がん診療拠点病院等設置要綱第3条第6項に基づき、大阪府がん診療拠点病院の指定は効力を失うものとする。

- 【参考】
- 地域がん診療病院
- 隣接するがん医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無い医療圏に1カ所整備する。
- 大阪府がん診療拠点病院等設置要綱
- 第3条第6項
- 指定期間内に「がん診療連携拠点病院等の整備について（令和4年8月1日付健発0801第16号）」に基づく指定を受けた場合は、その時点で第1項に定める府がん拠点病院又は府がん拠点病院（肺がん）若しくは第2項に定める府がん推進病院の指定は効力を失うものとする。

大阪はびきの医療センター及び東住吉森本病院の新規指定（推進病院）について

- 令和5年度手続きにおいて、大阪府がん診療拠点病院（肺がん）として指定更新を行った大阪はびきの医療センター、大阪府がん診療拠点病院として指定更新を行った東住吉森本病院について、令和6年度手続きにおいて、大阪府がん診療推進病院としての新規指定申請があり、指定要件の充足が確認できたため、以下の取り扱いとしてはどうか。

圏域	病院名	指定要件（診療実績：R5.1.1～12.31、人員配置等：R6.9.1時点）					
		院内がん登録数 （年間）200件以上	悪性腫瘍の手術件数 （年間）200件以上	薬物療法のべ患者数 （年間）400人以上	緩和ケアチームの新規 介入患者数 （年間）35人以上	診療従事者の 配置要件	その他
南河内	大阪はびきの医療 センター	569件	304件	728人	68人	○※1	○
大阪市	東住吉森本病院	334件	266件	423人	125人	○※2	○

【対応するがん種】
※1：肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん
※2：肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん

<対応案>

⇒ 大阪はびきの医療センター及び東住吉森本病院については、「大阪府がん診療推進病院」として、3年間（R7.4.1～R10.3.31）の新規指定を行うこととする。

【参考】令和5年度大阪府がん対策推進委員会 第4回がん診療連携検討部会（令和6年2月21日）

【決定事項】令和7年度以降の大阪府がん診療拠点病院等の指定に係る取り扱いについて下記のとおりとする。
令和6年度手続きにおいて、5がんの治療には対応できないが、4がんの治療に対応する病院については、令和7年度から「大阪府がん診療推進病院」に指定名称の変更を行う（「大阪府がん診療推進病院」としての指定期間：3年間（R7.4.1～R10.3.31））。

済生会泉尾病院への対応について

●令和7年1月31日付けで済生会泉尾病院より診療実績要件の充足が難しいことを理由とする指定解除の申し出があった。

<対応案>

⇒大阪府がん診療拠点病院等設置要綱第3条第4項に基づき、今年度末（令和7年3月31日）付けで指定を取り消すこととする。

【参考】

○大阪府がん診療拠点病院等設置要綱
第3条第4項

知事は、指定要件を満たさないと判断されるとき又は開設者から指定解除の申し出があったときは指定を取り消すことができる。

大阪府がん診療拠点病院等の今後の指定状況について

【再掲】【現行制度における指定状況】（令和 6 年11月30日時点）

圏域	大阪府がん診療拠点病院	大阪府がん診療拠点病院（肺がん）
豊 能	5 病院	1 病院
三 島	4 病院	—
北河内	4 病院	—
中河内	4 病院	—
南河内	4 病院	1 病院
堺 市	2 病院	1 病院
泉 州	4 病院	—
大阪市	17 病院	—
合 計	44 病院	3 病院

【今後の指定状況】（令和 7 年 4 月 1 日以降）

圏域	大阪府がん診療拠点病院	大阪府がん診療拠点病院（肺がん）	大阪府がん診療推進病院
豊 能	5 病院	1 病院	—
三 島	4 病院	—	—
北河内	4 病院	—	—
中河内	4 病院	—	—
南河内	5 病院（4 病院 + 大阪南医療センター）	—	1 病院（大阪はびきの医療センター）
堺 市	2 病院	1 病院	—
泉 州	4 病院	—	—
大阪市	15 病院	—	1 病院（東住吉森本病院）
合 計	43 病院	2 病院	2 病院